

○山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令

昭和42年7月20日

本部訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第25条第1項及び第38条の規定に基づき、山梨県警察の部付専門官等及び課・係別分掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(部付専門官の所掌事務等)

第2条 規則第25条第1項の本部長が定める職は、次の各号に掲げるとおりとし、その主たる事務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広報官 規則第3条第6号に関すること。
- (2) 施設管理監 規則第4条第5号から第8号までに関すること。
- (3) 給与企画官 規則第6条第1号のうち給与に関すること、並びに第10号及び第11号に関すること。
- (4) 情報システム企画官 規則第8条の5第1号から第3号までに関すること。
- (5) 少年対策官 規則第11条の6第8号から第14号までに関すること。
- (6) 広域捜査官 規則第13条に関するもののうち広域重要事件の捜査についての指導、連絡及び調整に関すること。
- (7) 研究調査幹 規則第14条の2に関するもののうち、高度な専門的知識及び技術を必要とする複雑かつ困難な鑑定研究についての指導及び連絡調整に関すること。
- (8) 研究管理幹 規則第14条の2に関するもののうち、専門的な知識及び技術を必要とする鑑定研究についての指導及び連絡調整に関すること。
- (9) 交通事故分析官 規則第16条第1号、第3号及び第5号に関すること。
- (10) 航空整備官 規則第19条の3第7号に関すること。

2 課付専門官は管理官と称し、その職の名称は第3条に規定する別表第1の課長補佐等又は別表第2の課の欄に掲げる名称を冠するものとする。この場合において、課付専門官の勤務場所及び所掌事務は、別表第1及び別表第2に掲げる所属及び分掌事務に準ずるものとする。

3 部付専門官及び課付専門官は、その担当する事務に従事する職員を指導する。

(課係別分掌事務)

第3条 規則第26条第1項に規定する課等に置く係の分掌事務は別表第1、規則第33条第1項に規定する警察署に置く課及び係の分掌事務は別表第2のとおりとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

改正附則〔中略〕

附 則 (平成12年9月28日本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月21日本部訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月8日本部訓令第1号)

この訓令は、平成13年3月10日から施行する。

附 則 (平成13年5月31日本部訓令第13号)

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月27日本部訓令第18号)

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月7日本部訓令第3号)

この訓令は、平成14年3月7日から施行する。

附 則 (平成15年3月6日本部訓令第2号)

この訓令は、平成15年3月11日から施行する。

附 則 (平成15年10月3日本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月15日本部訓令第6号)

この訓令は、平成16年3月19日から施行する。

附 則 (平成16年5月25日本部訓令第11号)

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月12日本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月17日本部訓令第1号)

この訓令は、平成17年3月18日から施行する。

附 則（平成17年 3 月28日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月29日本部訓令第15号）

この訓令は、平成17年 9 月30日から施行する。

附 則（平成18年 3 月16日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成18年 3 月17日から施行する。

附 則（平成19年 2 月15日本部訓令第 1 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 生活安全企画の部営業の款営業の項の改正規定は、平成19年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年10月19日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 1 月21日本部訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月13日本部訓令第 5 号）

この訓令は、平成20年 3 月14日から施行する。

附 則（平成20年 6 月26日本部訓令第10号）

この訓令は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 8 月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成20年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月 1 日本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 警務の部犯罪被害者支援の款犯罪被害者支援の項の改正規定は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成21年 3 月13日本部訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 5 月 1 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月12日本部訓令第 3 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 4 月 1 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 5 月14日本部訓令第16号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月10日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成23年 3 月11日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月22日本部訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日本部訓令第 4 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 4 月 1 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月19日本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月11日本部訓令第 3 号）

この訓令中第 1 条の規定は平成27年 3 月18日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月18日本部訓令第 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年 3 月18日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 9 日本部訓令第 4 号）

この訓令は平成28年 3 月17日から施行する。

附 則（平成28年10月20日本部訓令第19号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 9 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成29年 3 月16日から施行する。ただし、第 1 条中山梨県警察の組織等に関する規則に定める部付専門官及び課・係別分掌事務に関する訓令別表第 1 高速道路交通警察隊の部の改正規定は、平成29年 3 月13日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 8 日本部訓令第 3 号）

この訓令は平成30年3月15日から施行する。

附 則（平成31年3月13日本部訓令第1号）

この訓令は平成31年3月20日から施行する。

附 則（令和2年3月11日本部訓令第2号）

この訓令は、令和2年3月19日から施行する。

附 則（令和3年3月11日本部訓令第2号）

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和3年3月15日本部訓令第4号）

この訓令は、令和3年5月6日から施行する。

附 則（令和3年9月22日本部訓令第8号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日本部訓令第2号）

この訓令中第1条、第4条及び第6条の規定は令和4年3月18日から、第2条、第3条、第5条及び第7条から第10条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日本部訓令第2号）

この訓令中第1条、第5条、第7条及び第10条の規定は令和5年3月17日から、第2条から第4条まで、第6条、第8条、第9条及び第11条から第17条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月13日本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月1日本部訓令第2号）

この訓令中第2条、第5条、第7条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定は令和6年3月15日から、第19条の規定は同年3月22日から、第1条、第3条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第15条、第18条及び第20条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月7日本部訓令第4号）

この訓令は、令和7年3月21日から施行する。

附 則（令和8年3月6日本部訓令第3号）

この訓令中第1条から第4条までの規定は令和8年3月19日から、第5条の規定は同月27日から施行する。

## 別表 略